

裁 決 書

審査請求人 [REDACTED]
[REDACTED]

処分庁 高松市福祉事務所長

上記審査請求人から平成 28 年 1 月 5 日付けで提起された、平成 27 年 11 月 30 日付け生活保護変更決定処分に係る審査請求について、次のとおり裁決する。

主 文

本件処分のうち、障害者加算の認定の部分について、取り消す。

理 由

第 1 審査請求の趣旨及び理由

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、本件処分について、その一部取消を求めているものである。

2 審査請求の理由

本件審査請求の理由の要旨は、審査請求書等によれば概ね次のとおりである。

処分庁は審査請求人（以下「請求人」という。）に対し、平成 27 年 11 月 30 日付けで生活保護変更決定処分（以下「本件処分」という。）を行った。

本件処分のうち、障害者加算の認定について、処分庁が平成 27 年 12 月 1 日から認定を決定したことについて、請求人は同年 9 月 1 日から認定することが妥当と考え、不服があるため、本件処分の一部取消を求め、本件審査請求を行ったものである。

第 2 認定事実

審査庁において、次の事実を認定する。

- 1 平成 27 年 8 月 31 日、請求人は、処分庁に対し、四国厚生支局社会保険審査官に対し審査請求していた障害基礎年金の不支給決定処分を取り消す決定がされたことを報告した。
- 2 平成 27 年 10 月 16 日、処分庁は、請求人が審査請求していた障害年金の不支給決定についての同年 8 月 28 日付け決定書（以下「決定書」という。）の抜粋を、審査庁あて同年 10 月 7 日付け請求人による別件審査請求書副本の添付書類として受領した。

決定書の抜粋には、四国厚生支局社会保険審査官名で「（3）本件障害の状態は、併合（加重）認定表により、[redacted]と[redacted]とを併合すると、その併合番号は、[redacted]となり国年令別表に定める[redacted]に該当する。

（4）そうすると、請求人に対しては、障害等級[redacted]の障害基礎年金が支給されるべきもの」とある。

- 3 平成 27 年 11 月 19 日、請求人は、処分庁に対し、同月 5 日付けの国民年金・厚生年金保険年金証書の写しを提出した。国民年金・厚生年金保険年金証書には、「障害の等級 [redacted]」とある。
- 4 平成 27 年 11 月 25 日、請求人は、処分庁に対し、同年 12 月分から障害者加算の認定変更を行う必要がある旨を記載した生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号。以下「法」という。）61 条の届出書を提出した。
- 5 平成 27 年 11 月 26 日、処分庁は、請求人に対し、同年 12 月 1 日を変更日とし、就労外収入等の収入認定 加算の認定を理由として、本件処分の決定を行った。ケース記録には、「【目的】就労外収入等の収入認定、障害者加算の認定【結果】障害者加算イ（居宅）の認定【認定月 12 月】、障害名 [redacted]、等級 障害基礎年金 [redacted]、公布日 平成 27 年 11 月 5 日 加算額 [redacted] 円」とある。同月 30 日付生活保護変更決定通知書には、保護変更理由として「就労外収入等の収入認定 加算の認定を理由」とある。

第 3 判断

- 1 届出の義務及び障害者加算については、次のとおり法及び国の通知にその取扱いが定められている。
 - （1）届出の義務については、法 61 条に「被保護者は、収入、支出その他生計の状況について変動があつたとき、又は居住地若しくは世帯の構成に異動があつたときは、すみやかに、保護の実施機関又は福祉事務所長にその旨を届け出なければ

ならない。」とある。

- (2) 障害者加算の認定については、生活保護法による保護の基準（昭和 38 年 4 月 1 日厚生省告示第 158 号（以下「保護の基準」という。）別表第 1 第 2 章—2—（2）に「障害者加算は、次に掲げる者について行う。ア 障害等級表の 1 級若しくは 2 級又は国民年金法施行令（昭和 34 年政令第 184 号）別表に定める 1 級のいずれかに該当する障害のある者（症状が固定している者及び症状が固定してはいないが障害の原因となつた傷病について初めて医師又は歯科医師の診療を受けた後 1 年 6 月を経過した者に限る。）イ 障害等級表の 3 級又は国民年金法施行令（昭和 34 年政令第 184 号）別表に定める 2 級のいずれかに該当する障害のある者（症状が固定している者及び症状が固定してはいないが障害の原因となつた傷病について初めて医師又は歯科医師の診療を受けた後 1 年 6 月を経過した者に限る。））。ただし、アに該当する者を除く。」とある。
- (3) 障害者加算の認定方法については、生活保護法による保護の実施要領について（昭和 38 年 4 月 1 日社発第 246 号厚生省社会局長通知（以下「局長通知」という。）局長通知第 7—2—（2）—エに、「（ア）障害の程度の判定は、原則として身体障害者手帳、国民年金証書、特別児童扶養手当証書又は福祉手当認定通知書により行うこと。（イ）身体障害者手帳、国民年金証書、特別児童扶養手当証書又は福祉手当認定通知書を所持していない者については、障害の程度の判定は、保護の実施機関の指定する医師の診断書その他障害の程度が確認できる書類に基づき行うこと。（ウ）保護受給中の者について、月の途中で新たに障害者加算を認定し、又はその認定を変更し若しくはやめるべき事由が生じたときは、これらの事由の生じた翌月から加算に関する最低生活費の認定変更を行うこと。」とある。
- (4) 生活保護法による保護における障害者加算等の認定について（昭和 40 年 5 月 14 日社保第 284 号厚生省社会局保護課長通知。以下「課長通知」という。）には、「1 生活保護法による保護における各種加算（放射線障害者加算を除く。）の対象とすべき障害者の認定は、必ずしも当該障害者を支給要件とする年金又は手当（以下「関連年金等」という。）における裁定又は認定をまっで行うべきものではないこと。したがって現に関連年金等の裁定等を受けていない障害者から加算についての申告があったときは、関連年金等の受給に必要な手続きをとるよう指示するとともに、3 により加算の適否について保護の実施機関としての認定を行うこと。…（略）…3 要保護者であつて関連年金等の受給手続中である等のため保護の実施機関として加算の適否を認定する必要があると認められ

る者については、身体障害者更生相談所、知的障害者更生相談所、児童相談所、精神保健福祉センターその他実施機関の指定する医師の診断により認定を行うこと。…(略)…4 3により障害者加算等を認定した被保護者についてその障害等が関連年金等の支給要件に該当しない旨の裁定又は認定が行われたときは、当該裁定等のあった月の翌月から生活保護法による保護における障害者加算等の認定を取り消すものとする。…(略)…5 3により障害者加算等の対象にならないものと認定した被保護者について、その障害度が関連年金等の支給要件に該当する旨を裁定又は認定が行われたときは、当該認定等のあった月の翌月から生活保護法による保護における障害者加算等を認定すること。」とある。

- (5) 加算の届出について、生活保護問答集について(平成21年3月31日厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡。以下「課長事務連絡」という。)問7-17には、「(問)妊婦加算は届出によって計上することとなっているが、その他の加算はどうか。(答)加算の認定に限らず、最低生活費の認定は、一般に本人の申告、届出が中心となって行われるべきものである。しかし、実施機関の側においても対象者の需要発見について積極的に確認の努力をすべきであることはいうまでもない。したがって、現業員が加算の要件に該当すると思われる者を発見したときは、ただちに実施機関として認定に必要な手続きをはじめるとともに本人に対して適当な方法で申告届出を求めるべきであろう。」とある。
- (6) 最低生活費の遡及限度について、課長事務連絡問13-2には、「(問)次に示す場合について、扶助費の戻入、返還等の取扱いを教示されたい。(a)世帯員の転入等の事実が明らかになったため、既に扶助費を支給した月の最低生活費の額を増額して認定する必要があるとき。(答)1.扶助費追加支給の限度(a)の場合どの範囲まで最低生活費の認定を事後変更していわゆる追給の措置をとるべきかが問題となる。本来転入その他最低生活費の認定変更を必要とするような事項については、収入申告と同様、受給者に届出の義務が課せられているところでもあるし、また、一旦決定された行政処分をいつまでも不確定にしておくことは妥当でないので、最低生活費の遡及変更は2か月程度(発見月及びその前月分まで)と考えるべきであろう。これは、行政処分について不服申立期間が一般に60日間とされているところからも支持される考えであるが、2か月を超えて遡及する期間の最低生活費を追加支給することは、生活保護の扶助費を生活困窮に直接的に対処する給付として考える限り妥当でないということも理由のひとつである。」とある。

2 これらのことを踏まえ、本件処分について検討する。

処分庁は、上記第2の3、4及び5のとおり、平成27年11月19日の請求人による国民年金・厚生年金保険年金証書の提出及び同月25日の法61条の届出により、翌月の同年12月1日から請求人の障害者加算を認定したものと認められる。

障害者加算の認定については、保護の基準第7-2-(2)のとおり、ア又はイの障害の程度に該当すれば行うこととされており、障害の程度については、局長通知第7-2-(2)-エ-(ア)に、原則として身体障害者手帳、国民年金証書、特別児童扶養手当証書又は福祉手当認定通知書により行うこととされている。

しかしながら、身体障害者手帳、国民年金証書、特別児童扶養手当証書又は福祉手当認定通知書を保持していない者については、局長通知第7-2-(2)-エ-(イ)に、障害の程度の判定は、「保護の実施機関の指定する医師の診断書その他障害の程度が確認できる書類」に基づき行うこととある。

また、課長通知には、障害者加算の認定は、必ずしも当該障害者を支給要件とする関連年金等における裁定又は認定をまっで行うべきものではないとされており、関連年金等の受給手続中の者から申告があった場合には、実施機関が指定する医師の診断書により認定する否か判断し、後にその認定と異なる関連年金等の裁定又は認定があった場合には、取り消し又は認定することとされており、最終的な関連年金等の裁定等が行われる以前にも診断書により、障害者加算は認定される可能性があるものである。

請求人が平成27年9月1日から障害者加算を認定すべき根拠とする決定書は、国民年金証書に相当する最終的な決定ではないが、上記第2の2のとおり、請求人の状態が「国年令別表に定める[]に該当する」との記載があることから、課長通知の診断書に準じ障害の程度が確認できる書類にあたりと認められる。

障害者加算の認定開始時期については、局長通知第7-2-(2)-エ-(ウ)のとおり、障害者加算は認定すべき事由の生じた翌月から加算に関する最低生活費の認定変更を行うこととされており、平成27年8月28日付け決定書により、請求人の障害者加算の認定の事由が生じたのは8月であることから、請求人からの申告届出があれば、翌月である9月1日から障害者加算が認定されるべきものと認められる。

実際には請求人からの申告届出は無かったわけであるが、処分庁は、課長事務連絡問7-17のとおり、対象者の需要発見について積極的に確認の努力をすべきであり、現業員が加算の要件に該当すると思われる者を発見したときは、ただちに実施機関として認定に必要な手続きをはじめるとともに本人に対して適当な方法で申告

届出を求めるべきであった。しかし、処分庁は、上記第2の1のとおり、請求人から四国厚生支局社会保険審査官に対し審査請求していた障害基礎年金の不支給決定処分を取り消す決定がされたことの報告を受けた上で、上記第2の2のとおり、平成27年10月16日には、障害の程度が確認できる書類である決定書を受領している。また、障害の程度の要件として、障害の原因となった傷病について初めて医師の診療を受けた後1年6月を経過していなければならないが、[REDACTED]については決定書に添付された診断書に初めて医師の診断を受けた日として平成19年12月とあり、[REDACTED]については、平成25年10月25日付け[REDACTED]による給付可否意見書の要否意見に「傷病名[REDACTED]、給付内容移送、上記のとおり、給付を要すると認めます。」とあり、原因となった傷病について1年6月を経過していたことを確認することも可能であった。それにもかかわらず、決定書に基づき認定の手続きをはじめるとともに、請求人に適当な方法で申告届出を求めていなかったことは、需要発見について積極的に確認の努力を行ったとはいえない。

処分庁は、請求人の障害者加算の認定について、積極的な確認の努力をしていれば平成27年9月1日から認定できたものであるから、請求人が、上記第2の4のとおり、障害者加算を同年12月1日から認定すべき旨の届出を同年11月25日に提出したとはいえ、障害者加算の認定開始時期を同年9月1日からに修正等適当な方法で申告届出を求めた上で、遡及変更するべきであった。よって、同年12月1日から請求人の障害者加算の認定を行った本件処分は、通知に基づき適正になされたとは認められず、違法・不当であると言わざるを得ない。

なお、最低生活費の遡及変更は、課長事務連絡問13-2のとおり、収入申告と同様、受給者に届出の義務が課せられていることや一旦決定された行政処分をいつまでも不確定にしておくことは妥当でないので2か月程度までとされており、上記第2の4のとおり、本件処分に係る請求人からの申告があったのは平成27年11月25日であることから、請求人の障害者加算については同年10月1日から認定すべきものと考えられることを申し添える。

第4 結論

本件審査請求は、理由があると認められるため、行政不服審査法40条3項の規定を適用し、主文のとおり裁決する。

平成 28 年 3 月 1 日

審査庁 香川県知事 浜田 恵造

